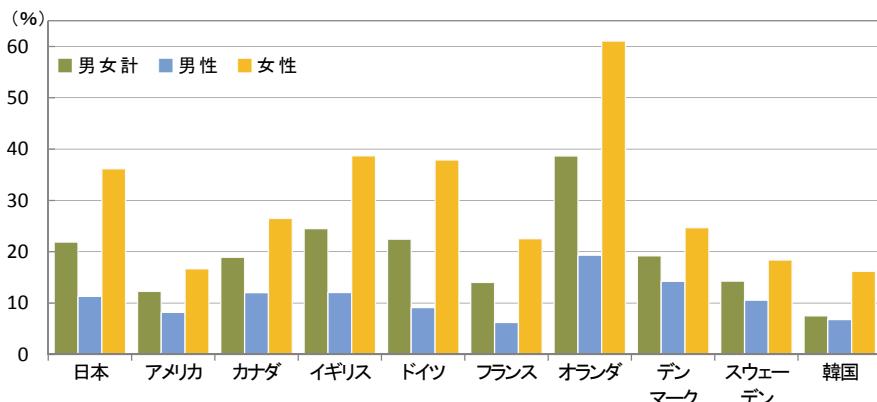


3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2013年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2013年)を各国別・男女別に示したものである。但し、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国の中で短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(38.7%)で、とりわけ女性の割合が61.1%と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱却に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法律の整備が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴い、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったりことなどが挙げられる。2013年における短時間労働者の割合は21.9%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準となっている。性別でみると、女性の短時間労働者が36.2%となっている。